平成２２年（フ）第１５３号
鹿児島県日置市吹上町湯之浦1488番地　県営緑ヶ丘団地27
債務者　川元亜妃子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
鹿児島県鹿児島市武岡１丁目29番地２
債務者　森　恵美子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１９２号
鹿児島県鹿児島市三和町19番14号
債務者　是枝　　繁
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２０３号
鹿児島県鹿児島市吉野町3895番地２
債務者　奥　　鮎美
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２１０号
鹿児島県鹿児島市山田町2261番地
債務者　田平　憲明
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２１４号
鹿児島県鹿児島市郡元町20番６号
債務者　安田　雅史
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２３９号
鹿児島県鹿児島市星ケ峯１丁目16番96―35号
債務者　山口　優子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２７号
鹿児島県霧島市国分広瀬2125番地
債務者　竹下　久夫
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
鹿児島県姶良市蒲生町久末1077番地10
債務者　髙橋　和代
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
鹿児島県鹿屋市寿３丁目13番45号　和交マンション403号
債務者　佐藤　文夫
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
沖縄県浦添市前田１丁目11番５―411号　たいら園ハイツ
債務者　小倉　敏弘
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１０５号
沖縄県那覇市繁多川１丁目19番36―101号　久高アパート
債務者　伊佐　眞一
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２８号
茨城県神栖市波崎6845番地４　Ｓｅａコウスト201
債務者　櫻井　沙織（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第３３号
茨城県神栖市矢田部6776番地15
債務者　加瀬　匡昭
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第３８号
茨城県潮来市上戸2153番地１
債務者　山口　　清
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第３９号
茨城県潮来市上戸2153番地１
債務者　山口　信子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第４２号
茨城県鹿嶋市港ケ丘１丁目11番９号　久保木住宅
債務者　神田由美子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで　水戸地方裁判所麻生支部